

## 月額変更届

起算月の考え方につきまして、新たに示された事例がございましたので、問い合わせの多い事例とあわせてお知らせいたします。ご確認ください、届出に誤りがないようお願いいたします。

**1**

事業所の給与計算の誤りや、被保険者の申請遅延により本来支給すべき月よりも遅れて支給精算した場合

本来支給すべき月が起算月

**2**

通勤手当として、定期代を支給している場合

㊦4月～9月定期代を3月支給  
→ 起算月3月

㊧4月～9月定期代を4月支給  
→ 起算月4月

**3**

月の途中で給与変更があり、日割り計算で支給されている場合

日割り計算月は起算月とはならず、翌月が起算月

**4**

事業所の給与計算の誤りではなく、遡及して昇降給した場合

実際に昇降給した給与を支払った月が起算月